

# 協議 2 号

長野市立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	フルタイム会計年度任用学校職員（1週間当たりの通常の勤務時間が常勤の学校職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用学校職員をいう。）に勤勉手当を支給するに当たりその例によることとされる長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定の技術的読替えについて定める（第14条関係）。
3 施行期日	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 11月19日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 11月19日

長野市立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）

長野市立学校職員の給与に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項の表に次のように加える。

第12条の2第1項	フルタイム会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用学校職員
	規則で定める者	教育委員会が別に定める者
	（規則で	（教育委員会が別に
第12条の2第2項	規則で	教育委員会が別に
	任命権者	教育委員会
	フルタイム会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用学校職員
第12条の2第3項及び第4項	フルタイム会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用学校職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市立学校職員の給与に関する規則 新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第6号 (会計年度任用学校職員に係る長野市立学校職員の給与に関する条例等の規定の適用についての技術的読替え)</p>			<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第6号 (会計年度任用学校職員に係る長野市立学校職員の給与に関する条例等の規定の適用についての技術的読替え)</p>		
<p>第14条 略</p> <p>2 条例第18条の4の規定による長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年長野市条例第17号。以下この項及び次項において「会計年度任用職員給与条例」という。)の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>第14条 略</p> <p>2 条例第18条の4の規定による長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年長野市条例第17号。以下この項及び次項において「会計年度任用職員給与条例」という。)の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える会計年度任用職員給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える会計年度任用職員給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	略	略	第8条	略	略
第9条	略	略	第9条	略	略
第10条第1項	略	略	第10条第1項	略	略
第10条第2項	略	略	第10条第2項	略	略
第10条第3項	略	略	第10条第3項	略	略
第11条	略	略	第11条	略	略
第12条第1項	略	略	第12条第1項	略	略

改正後				改正前						
第12条第3項 及び第4項	略		略	第12条第3項 及び第4項	略		略			
第12条の2第 1項	フルタイム会計年度任用職 員		フルタイム会計年度任用学 校職員	<u>(新設)</u>						
	規則で定める者		教育委員会が別に定める者							
	(規則で		(教育委員会が別に							
第12条の2第 2項	規則で		教育委員会が別に	<u>(新設)</u>						
	任命権者		教育委員会							
	フルタイム会計年度任用職 員		フルタイム会計年度任用学 校職員							
第12条の2第 3項及び第4 項	フルタイム会計年度任用職 員		フルタイム会計年度任用学 校職員	<u>(新設)</u>						
3 略										
3 略										